



# 鳥取県公報

平成16年10月15日(金)  
号外第155号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

企業局管理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(5)(総務課)..... 1
病院局管理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(4)(総務課)..... 2

## 企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県企業局管理規程第5号

#### 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
(特定任期付職員業績手当) 第16条 略	(寒冷地手当) 第16条 条例第15条に規定する寒冷の地域で企業管理規程で定めるものは、別表第3の左欄に掲げる地域とし、当該地域の区分は、同表の右欄に掲げるとおりとする。
(介護休暇) 第16条の2 略	(特定任期付職員業績手当) 第16条の2 略
	(介護休暇) 第16条の3 略
	別表第3(第16条関係)
	支 給 地 域 区 分

八頭郡 若桜町 日野郡 日南町のうち旧阿毘村の区域	3級地
岩美郡 国府町 岩美町 八頭郡八東町 佐治村 智頭町 日野郡 日南町のうち3級地に含まれない地域	2級地
3級地又は2級地のいずれにも含まれない鳥取県内の地域	1級地

注 この表における「旧」をつけた村の名称及びその地域は、昭和29年6月28日におけるものを示す。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年鳥取県条例第56号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正条例附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる平成16年度分の寒冷地手当に係るこの規程による改正前の企業局企業職員の給与に関する規程別表第3に掲げる町村（旧阿毘村を除く。）の名称及びその地域は、この規程の施行の日におけるものをそれぞれ示すものとする。

## 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

### 鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
	(寒冷地手当) 第17条 条例第13条に規定する寒冷の地域で企業管理規

第17条 削除

程で定めるものは、別表第11の左欄に掲げる地域とし、当該地域の区分は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第11(第17条関係)

支 給 地 域	区 分
八頭郡 若桜町 日野郡 日南町のうち旧阿毘村の区域	3級地
岩美郡 国府町 岩美町 八頭郡 八東町 佐治村 智頭町 日野郡 日南町のうち3級地に含まれない地域	2級地
3級地又は2級地のいずれにも含まれない鳥取県内の地域	1級地

備考 この表における「旧」をつけた村の名称及びその地域は、昭和29年6月28日におけるものを示す。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第56号。以下「改正条例」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正条例附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされる平成16年度分の寒冷地手当に係るこの規程による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程別表第11に掲げる町村(旧阿毘村を除く。)の名称及びその地域は、この規程の施行の日におけるものをそれぞれ示すものとする。

